

## 租税史

### 結合企業課税の 20 年：2001-2021

東京大学教授  
増井良啓

#### ◆SUMMARY◆

本稿は、令和 3 年 12 月 7 日（火）に税務大学校で開催された「第 36 回租税史研究会」における増井良啓教授（東京大学大学院法学政治学研究科）の報告<sup>(注)</sup>を取りまとめたものである。

当日の研究会においては、「結合企業課税の 20 年：2001-2021」と題する報告があり、質疑応答がなされた。報告では、なぜ連結納税制度を創設したか、2010 年改正でどうして二階建ての制度にしたか、連結納税制度を選択する企業はなぜ増えたか、どうして連結納税制度を見直してグループ通算制度に取り替えたか、という点をめぐって、予備的な仮説が提示された。

なお、本誌採録にあたり、報告で画像共有されたスライドの一部を図表として取り込み、若干の補足を付した。質疑応答の記録は割愛した。

（注）新型コロナウイルス感染症対策のため、増井教授は Web での参加・報告を行った。

（令和 4 年 2 月 10 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、  
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式  
見解を示すものではありません。

目 次

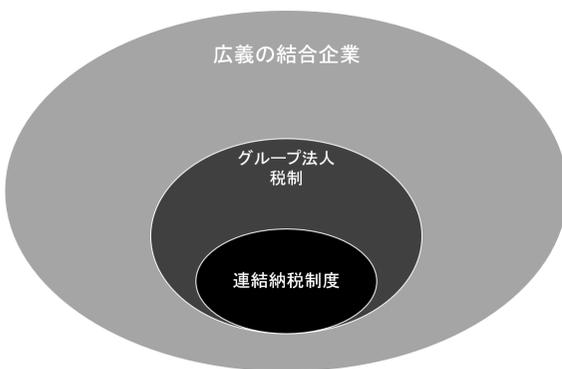
1	はじめに	73
2	なぜ連結納税制度を創設したか	73
	(1) 積み上がる欠損金	73
	(2) 「連結納税制度の基本的考え方」	74
	(3) 税制改正	75
3	2010年改正でどうして二階建ての制度にしたか	75
	(1) 一階と二階	75
	(2) 「論点とりまとめ」	76
	(3) 税制改正	76
4	連結納税制度を選択する企業はなぜ増えたか	76
	(1) 選択数の増加	76
	(2) 連結納税を利用しやすくする制度改正	77
	(3) 欠損金の控除割合の上限設定	78
5	どうして連結納税制度を見直してグループ通算制度に取り替えたか	78
	(1) 事務負担	78
	(2) 「連結納税制度の見直しについて」	78
	(3) 税制改正	79
6	まとめ	79
7	若干の補足	80
	(1) 補足の趣旨	80
	(2) 国際的側面	80
	(3) 会社と株主の関係	82
	(4) 組織再編	83
	(5) パススルー事業体	83
8	おわりに	83

## 1 はじめに

本日は「結合企業課税の 20 年」と題して報告します。2001 年を出発点とするのは、この年に組織再編税制が創設され、企業グループをとりまく法人税制の環境が大きく変わったからです。

本日の報告で「結合企業」というとき、株式所有・役員派遣などの方法によって他の法人企業との間で支配・従属関係にある企業のことを広く指します。その中でも特に、完全支配関係にある法人グループについてみていきます。

2002 年に連結納税制度を創設し、2010 年にグループ法人税制を追加し、2020 年に連結納税制度に代えてグループ通算制度を導入しました。連結納税制度の廃止およびグループ通算制度への移行に関する改正は、原則として、法人の 2022 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。その結果、現在、広義の結合企業の中で、完全支配関係にあるものにはグループ法人税制が適用され、さらに、その中で選択を行ったものが連結納税制度（移行後はグループ通算制度）の適用を受けます(図表 1)。



図表 1 結合企業概念図

本日の報告では、4 つの問いをたてます。

- なぜ連結納税制度を創設したか
- 2010 年改正でどうして二階建ての制度に

したか

- 連結納税制度を選択する企業はなぜ増えたか
- どうして連結納税制度を見直してグループ通算制度に取り替えたか

これらの問いに答えるためには、本来は、汗をかいて実務経験者のお話を聴き取り、経済史や経営史の文献を渉猟し、個票データを用いて実証研究しなければなりません。先行研究を少し検索するだけでも、2001 年の段階で公正取引委員会が、単体総資産上位 100 社を対象に実態調査を行い、持株会社の利用が進んでいることを明らかにしていました<sup>①</sup>。また、2019 年には、経産省のコーポレート・ガバナンス・システム研究会がグループガイドラインを公表しました。このとき、早稲田大学の宮島教授は、1990 年代までの日本企業は事業持株会社を中心として単体ベースの利益最大化を目的とする組織だったが、2000 年代から、地理的にも事業ポートフォリオ面でも、グループ全体として企業価値の最大化を追求する組織に変化した、と述べています<sup>②</sup>。

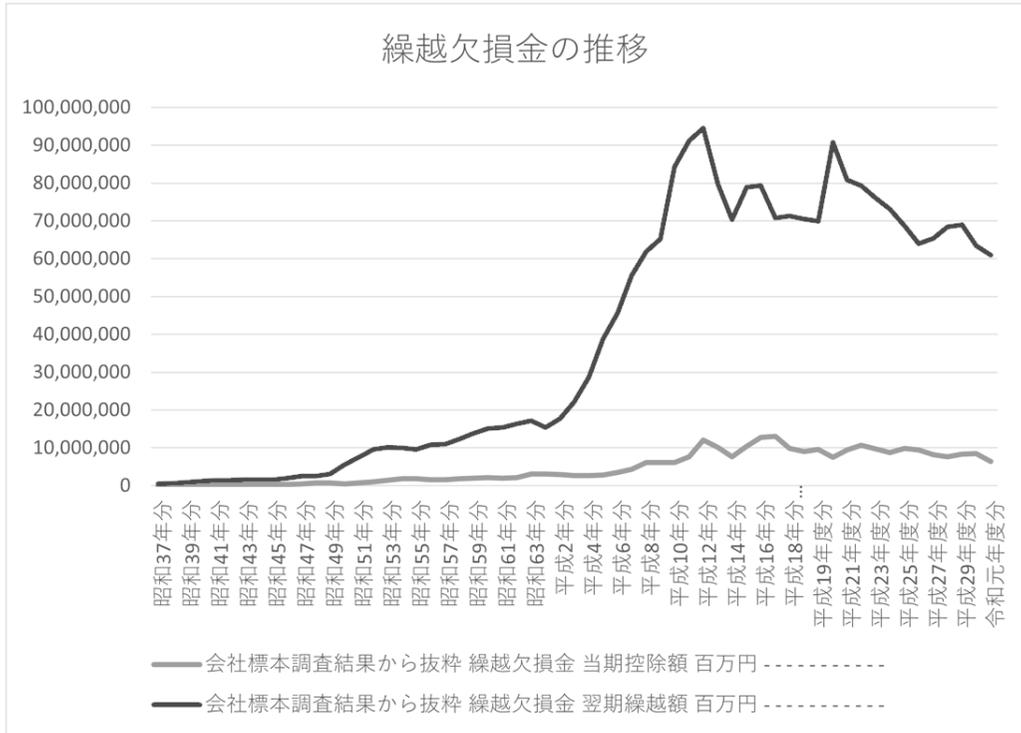
こういった企業組織のダイナミックな変化を検討することは、本日の課題ではありません。上記の 4 つの問いに関して予備的な仮説を提示して、質疑応答の時間に先生方から忌憚のないご批判をいただくことを目標にします。

なお、欠損金をはじめとする租税属性の引継については、大阪府立大学の酒井教授による継続的な研究の蓄積があります<sup>③</sup>。

## 2 なぜ連結納税制度を創設したか

### (1) 積み上がる欠損金

なぜ連結納税制度を創設したか。これは端的に言って、日本企業が欠損金を利用しなかったからだと考えます。バブル崩壊後、1990 年代には赤字法人が増加し、繰越欠損金が積み上がっていました(図表 2)。



図表2 積み上がる欠損金

これだけ赤字が増えてまいりますと、赤字法人と黒字法人との間で損益を通算して法人税を減らしたいという声が高まるのも、自然な勢いです。こうして連結納税制度の創設は経済界の悲願となりました。経済団体連合会「連結納税制度導入に関する提言」（1996年3月）は、「分社化を選ぶか、社内部門での経営を選ぶかといった選択に対し、本来、税制は中立であるべきであり、事業形態によって税制上の不利益が生ずることがあってはならない。親子会社の経済的一体性を重視した税制として、連結納税制度を早急に導入すべきである。」と述べました。

欠損金が巨額なだけに、連結納税で損益通算を行えば、たちまち税収減になることが予想されます。財務省は2001年（平成13年）9月25日、連結納税制度導入で8000億円程度の税収減が生ずるという試算を政府税制調査会法人課税小委員会に報告しました。財務

省と経済界は、この減収を補うための付加税や法人税課税ベース拡大について交渉を続けました。

### （2）「連結納税制度の基本的考え方」

同年10月に法人課税小委員会が「連結納税制度の基本的考え方」をまとめます。この文書は、「一体性をもって経営され実質的に一つの法人とみることができ実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税するほうが、その実態に即した適正な課税が実現される」と述べています。「実態に即した適正な課税」という考え方です。この考え方にもとづいて連結納税制度を創設することで、結果として企業の組織再編成が促進され、ひいては日本企業の強化につながるというのです。

ここからは次の発想を読みとることができ

ます。すなわち、連結納税は企業の損得勘定に配慮した政策税制ではない。企業グループの一体性に着目した本則の制度だ。企業グループをひとつの課税単位とする新たな課税体系を創設するのだ。こういう発想です。前の年に組織再編税制を整備したときにも同様の発想がみられました。

連結と単体の世界を峻別する制度設計は、首尾一貫したものですが、ところどころで潔癖なまでにドグマティックなところもありました。たとえば、連結子法人についてのみ、加入時に資産の時価評価を行うルールや、単体欠損金の持込みを制限するルールです。

### (3) 税制改正

2002年(平成14年)1月17日に「平成14年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。同年3月14日の日本経済新聞朝刊13頁「連結納税始動前夜(上) 付加税懸念、恩恵少なく」によりますと、日立製作所はいち早く連結納税制度の選択を表明しました。これに対し、キャノンは、赤字の子会社がないから節税効果が見込めず、導入しないと社長が言い切っていました。トヨタ自動車やソニーも見送る方向でした。

このように、親子会社の一体性という趣旨説明とは別に、実際の企業行動を動かしたのは、あくまで、グループ内で欠損金を共同利用したいという願望でした。

連結納税制度の導入に関する法律事項は、他の事項から切り離されて、2002年(平成14年)6月26日に国会で成立しました。税収減を補うために、税率2%の連結付加税を2年間の措置として上乗せし、退職給与引当金を廃止しています。

## 3 2010年改正でどうして二階建ての制度にしたか

### (1) 一階と二階

2010年(平成22年)改正でどうして二階

建ての制度にしたか。これは、一階部分にグループ法人税制を導入して課税を適正化する。二階部分で連結納税の課税ルールを緩和する。このふたつをセットにするものだったと考えます。

一階二階というのは、朝長英樹氏が用いている言葉です。朝長英樹編著『グループ法人税制(第2版)』599頁(2015年、初出2011年)は、「本来は、単体納税制度の下でグループの一体性に着目した取扱いがあって、その上に、さらに一体性が強いものについて連結納税制度をつくる、という順番で改正すべきであった」と述べます。朝長氏は、このことを2002年(平成14年)の「当時から申し上げていたことです」としたうえで、「先に建物の二階を作って、後で一階を作るというようになっているために分かり難くなっている」と発言しています。この発言からは、グループ法人税制に連なる考え方が2010年(平成22年)に突如として登場したのではなく、主税局の立案担当者の中で連結納税の創設時からあためられていたことを推測できます。

一階二階という比喻は、制度の建て付けをイメージするうえでわかりやすいので、私も使うことといたします。完全支配関係にある内国法人は、自動的にグループ法人税制の適用を受ける。これが一階部分。そのうち連結納税制度の適用を選択する企業だけが二階にあがって、欠損金を共同利用できる。こういうイメージです(図表3)。



図表3 二階建てのイメージ図

ただし、望ましい改正の順番について朝長氏が述べている点については、先に一階部分をこしらえようとしても経済界の支持が伴わず、税制改正へのうねりは生じなかったものと思われま

## (2) 「論点とりまとめ」

グループ法人税制の導入は、自民党政権から民主党政権への移行をまたいでいました。2009年(平成21年)5月から経済産業省と財務省が合同で「資本に関する取引等に係る税制についての勉強会」を開催し、同年7月に「論点とりまとめ」を策定します。このような経緯を反映して、この文書の末尾には注が付されており、「今後の検討を進めるにあたって、その論点となるべき事項を学術的な観点や実務的な観点から取りまとめたものであり、これにより新たな税制の導入等を決定したものではありません」と断っています。

この「論点とりまとめ」のキーワードも、連結納税創設時と同様、「実態に即した課税」です。同2頁で、「グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現できるよう、税制のあり方について検討する必要があるのではないか」と指摘します。また、同3頁で再度、「実態に即した課税を実現する観点から、(中略)グループの要素を反映した課税のあり方(以下、「グループ法人税制」(仮称)という)を検討することが適当であると考えられる」と述べます。さらに、同4頁では、グループ法人税制は100%支配関係のグループ法人に等しく適用されることとなるとして、選択制をとらない理由として、「そもそも本制度は、資本の一体性を有するグループ経営の実態に即した課税を実現

する観点から設けるものである」ことを挙げています。

こうして土台となる一階部分として、法人グループ内取引から損益が生じないようにする措置や、交際費等や軽減税率につき親法人の資本金等の額を勘案して子法人のステータスを判定する措置を設ける。これらの措置には、100%グループ法人という「実態に即した課税」の適正化という性格がありました。これに対し、欠損金の損益通算は、連結納税を選択したグループだけが使えるものとして、二階に上がったわけです。

## (3) 税制改正

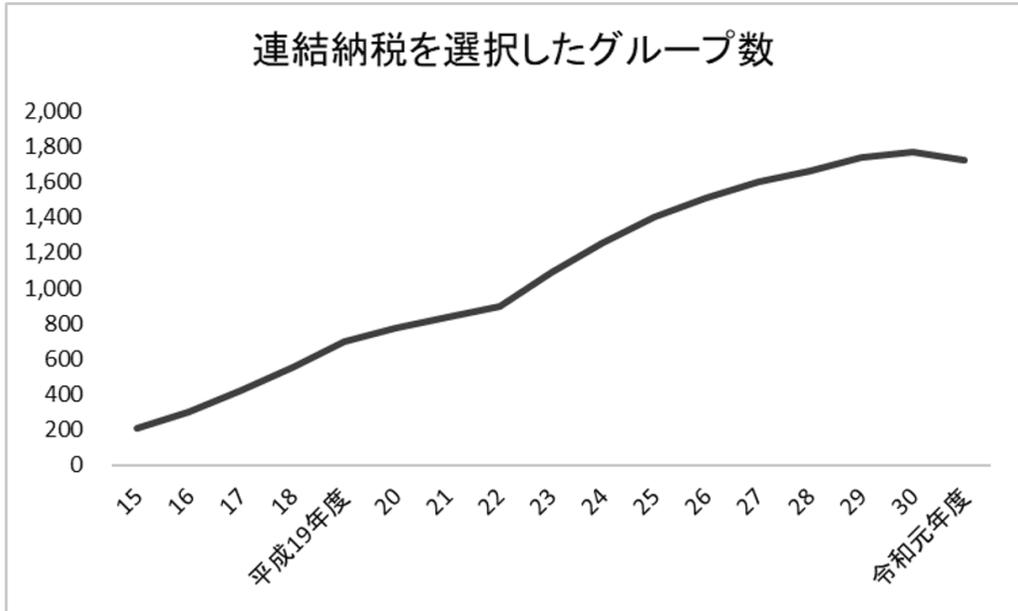
政権交代後、2010年(平成22年)3月の改正で、グループ法人税制が導入されました。このとき、経済界の要望を受けて、連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限を緩和しました。つまり、二階部分の課税緩和と、一階部分の課税適正化とが、抱き合わせになっていました。

なお、このときの改正には、受取配当益金不算入制度における負債利子控除や、みなし配当の際の譲渡損益の扱い、清算所得課税の通常の所得課税への移行など、法人税制の基本にかかわる興味深いものが含まれています。

## 4 連結納税制度を選択する企業はなぜ増えたか

### (1) 選択数の増加

図表4をご覧ください。このグラフは、国税庁の会社標本調査結果をもとに、連結親法人の数をプロットしたものです。創設後20年の間に、連結納税制度を選択する企業が増えたことが読みとれます。



図表4 増加する連結納税制度の選択

連結納税制度を選択する企業はなぜ増えたか。これには複合的な要因が考えられます。一番重要な要因が企業経営の実態ですが、これについてご報告する準備はありません。本日はいくつか制度的な面のみ指摘します。

**(2) 連結納税を利用しやすくする制度改正**

この20年の間に、連結納税を利用しやすくする制度改正がなされてきました。

- 初年度の2003年(平成15年)には、連結納税制度を選択した連結親法人が206で、連結法人数は2569社でした。導入直前の2002年(平成14年)9月から10月にかけて、東京証券取引所第一部上場会社アンケート調査がされています<sup>(4)</sup>。それによると、2%の連結付加税が原因となって連結納税制度の採用を見合わせている企業は実際にはかなり少なかったようです。この2%の連結付加税は2年で廃止されました。同じアンケート調査では、制度の複雑性が採用の阻害要因としてあげられていました。この要因は、経理担当者の慣れとともに

に減少したとみられますが、のちのグループ通算制度への転換の伏線になっています。さらに、このアンケート調査では、子会社の繰越欠損金の連結納税グループ内への引き継ぎ制限への不満が大きく出ていました。子会社の欠損金を存分に使いたいのには、わが社のストラクチャーではできない。ならば面倒くさい連結納税は選択しないでおこう。こういうわけです。

- 2006年(平成18年)3月改正で、会社法改正を受けて、株式交換・株式移転を組織再編税制に組み込むとともに、適格株式交換による連結加入を時価評価の対象外としました。
- 2010年(平成22年)には、890グループ、6528社にまで増えます。当時のアンケート調査は、赤字企業グループに加え、ソニーのように研究開発費の税額控除を行う黒字企業の導入の動きを指摘しています<sup>(5)</sup>。
- 2010年(平成22年)3月にグループ法人税制を導入したときに、先に3(3)で述べたように、連結子法人の連結開始前欠損

金の持込み制限を緩和しました。

- 2017年（平成29年）3月改正で、連結開始・加入時の時価評価対象資産から帳簿価額1000万円未満の資産を除外しました。また、スクイーズアウトで少数株主を追い出して完全子会社化することを組織再編成として位置づけ、適格であれば完全子法人を時価評価の対象から除外し、かつ欠損金の連結持込みも可能としました。
- こうして、2019年（令和1年）には、連結納税制度を選択したのは1721グループ、12983社にまで増加しました。
- 日本経済新聞2021年（令和3年）12月3日朝刊16頁「連結納税導入、2000社に コロナ下、業績圧迫映す」は、同年6月末で1999グループが連結納税を選択したと報じています。次に5で述べるグループ通算制度への取り替えで親会社の連結前欠損金についても持込み制限がかかることになったので、そうなる前に連結納税制度を選択しておこうという駆け込みがあったとしています。

### （3）欠損金の控除割合の上限設定

もうひとつの要因として、単体法人に係る欠損金の取扱いそのものがこの20年で大きく変わったことも見逃すことができません。法人税法の一般的な措置として欠損金の繰越利用が制限されたことが、連結納税制度の選択を後押ししました。この点について、荒井優美子「赤字企業へ黒字促す『劇薬』 『欠損金繰越控除』改正の狙い」日経産業新聞2016年（平成28年）6月6日20頁は、控除割合の上限を設けた2012年度の税制改正を機に連結納税を選ぶ企業が増えた、と証言しています。

欠損金の繰越年限が連結納税制度創設時には5年だったのが、2017年（平成29年）には10年にまで延びました。その反面、単年度の控除額はいまや所得金額の50%まで縮

減しています。羊羹の形でいえば長く細い形になりました。こうして単体法人の欠損金繰越控除に単年度の限度額が設けられることで、同じ年度のうちに連結グループの他法人の所得と通算することの相対的なメリットが大きくなりました。そのため連結納税を選択することが企業にとってさらに有利になったと考えられます。

ちなみに、欠損金に関する法人税法57条は、1965年（昭和40年）法人税法全文改正時には、たった2項で528字でした。現行法は14項もあり、7161字に膨れ上がっています。57条だけでそういう状態であることにもってきて、欠損金の利用を制限するための枝番条文がどんどん新設されてきました。連結納税を選択するまでもなく、日本企業一般にとって、欠損金の制度は複雑怪奇な状態になっています。私が1980年代末に金子宏先生と江頭憲治郎先生のビジネス・プランニングの演習に出たとき、「米国の繰越欠損金の条文はなんて複雑なんだろう、日本法はわかりやすいな」と思いました。いまはそんな牧歌的なことは言えません<sup>(6)</sup>。

## 5 どうして連結納税制度を見直してグループ通算制度に取り替えたか

### （1）事務負担

どうして連結納税制度を見直してグループ通算制度に取り替えたか。一言でいうと、連結納税の選択が増える中での事務負担が背景にあります。税務大学校における研究でも、主に処理コスト削減の観点から制度の見直しについて研究がなされました<sup>(7)</sup>。

### （2）「連結納税制度の見直しについて」

政府税制調査会の2019年（令和元年）8月27日の総会で、連結納税制度に関する専門家会合による「連結納税制度の見直しについて」が報告されました。この文書の1頁は、見直しの意義を次のように述べています。い

わく、「連結納税制度の対象となる『完全支配関係のある企業グループ』といっても、経営形態はさまざまであり、現状、分権的な意思決定が多く行われている実態も見受けられ、親法人への情報や意思決定がそれほど集約しているわけではない。また、現行制度は各法人の税務情報を連結グループ内で集約し、一体としてまとめて申告するとともに、各法人の個別帰属額を記載した書類も提出することとなっているため、所得計算及び税額計算が煩雑になる上、連結法人間での連絡・調整手続も煩雑で、特に税務調査が行われた後の修正申告又は更正・決定（中略）に時間がかかりすぎるという指摘もある。」

このような認識に基づいて、この文書は、「事務負担の軽減を図るための簡素化やグループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点」から連結納税制度を見直すこととしました。

同 6 頁が新たな制度の基本的考え方です。完全支配関係のある企業グループ内における損益通算を維持しつつ、個別申告方式に切り換える。この見直しによって、グループ調整計算の煩雑さを一定程度解消するとともに、後発的に修正等の事由が生じた場合のある法人についての訂正が他の法人に波及しないようにする。さらに、組織再編税制と整合的な制度を目指し、課税の中立性を確保しようとする。このような見直しの方向が示されました。

このように、連結納税制度の創設後 20 年たったところで、二階部分を改装することになりました。欠損金の共同利用という根幹は維持する。しかし、企業グループの一体性に着目した新たな課税体系という建て付けは、フル装備でスペックが高すぎる。そういうのはやめて、企業ニーズのあるところで実をとる。この文書の 7 頁は、「納税申告を企業グループ全体で一つとするか法人ごととするかは、あくまで申告手続の問題でしかない」と

述べています。実用本位の発想への転換があらわれています。

見直しのひとつの眼目は、組織再編税制との整合性を確保することでした。この文書は 5 頁下のところで、連結加入時の扱いが適格と非適格で中立的でない指摘します。そこで、14 頁下からの部分で、時価評価課税と欠損金制限につき、組織再編税制と整合的になるような見直しの方向を打ち出しました。

### （3）税制改正

グループ通算制度は、2020 年（令和 2 年）3 月の税制改正で法制化されました。これまで連結ベースで計算していた多くの項目が個別計算とされましたが、経済界の要望を受けて、研究開発税制と外国税額控除についてはグループ調整計算が維持されました。

改正にあたりひとつの重要な論点となったのが、親法人の欠損金持込みでした。上述した「連結納税制度の見直しについて」17 頁では、両論併記でした。一方で、開始・加入前の欠損金を子会社と同様にして自己の所得の範囲内でのみ繰越控除する（いわゆる SRLY ルール）か。他方で、見直し前と同様に制限なく企業グループの所得から控除するか。この二つが両論併記されていました。

改正法では、前者のやり方をとることになりました。すなわち、通算親法人についても、時価評価除外法人に該当する場合には、その通算制度の開始前の欠損金額は、特定欠損金額とされることになり、自己の所得の範囲内でのみ繰越控除することとされました。4（2）末尾の日経の記事で、駆け込みで連結承認を受けておき、親会社の赤字を利用する例を指摘しているのは、このような見直しが背景にあります。

## 6 まとめ

以上に述べてきたことを、冒頭に提示した問いに対応させる形でまとめます。

- 連結納税制度の創設は、積み上がる欠損金を企業に利用させた。
- 2010 年改正で一階部分をこしらえて完全支配関係という実態に即した課税を行い、選択制の連結納税制度は二階部分になった。
- 子会社欠損金の連結持込みの範囲が徐々に拡大し、単体ベースでの単年度欠損金利用可能額に制限がかかる中で、連結選択が増えた。
- 二階部分の連結納税制度をグループ通算制度に取り替えて、事務負担の軽減を図った。

このように 20 年の流れを大きく眺めると、建前やドグマももちろん大事ではあるものの、企業の切実なニーズが法形成の動因であったように感じられます。

## 7 若干の補足

### (1) 補足の趣旨

以上で本体の報告はおしまいです。せっかくの機会ですので、以下では、若干の補足を行います。

連結納税制度の創設直前の時期に、私は、法人税制の変容として 4 つの主題を読み取り、それらに対応する形で連結納税制度をめぐる若干の論点を考察しました<sup>(6)</sup>。4 つの主題と

は、次のものです。

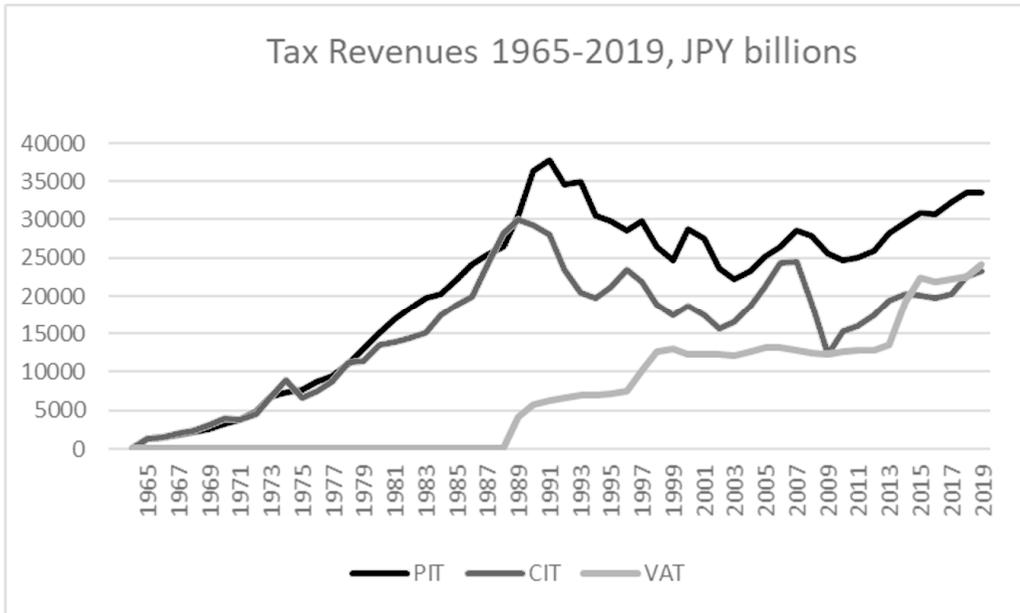
- 租税の競争→国際的側面
- インピューテーション方式の退潮
- 企業組織の再編→企業再編
- 組織の多様化→多様な事業体

これらの主題についても 20 年が経過していますので、簡単に補足しておきます。

### (2) 国際的側面

租税競争という点でいえば、日本の法人税率は、国税の基本税率が 1999 年(平成 11 年)に 30%だったものが、2018 年(平成 30 年)に 23.2%にまで引き下げられました。地方税をあわせたところで 30%をちょっと下回ったところです。

ただし、日本の法人税収は下げ止まりで比較的安定的に推移しました。図表 5 は、OECD の統計をもとに、1965 年以降の個人所得税 (PIT)、法人所得税 (CIT)、付加価値税 (VAT) の税収推移を示したものです。法人所得税は、1990 年代に減少しましたが、2000 年代前半に回復し、2008 年の世界金融危機でいったん落ち込みますが、また回復しました。なお念のため付言しますと、これらの税収の数字も、国税と地方税をあわせたものです。



図表5 法人税収の推移

このことを踏まえつつ、結合企業課税の国際的側面につき3点指摘します。

第1に、連結納税制度の人的適用対象について。

この20年の間、連結納税制度の人的適用対象は内国法人に限ったままでした。グループ通算制度でも同じです。このことの意味を、アウトバウンドとインバウンドの両面からみてみましょう。

アウトバウンドでは、日本企業の対外進出はさらに加速しました。グローバル・バリューチェーンが展開し、サプライチェーンは生産工程ごとに切り分けられ、各工程はその業務が最も効率よく行われる国に移転されています<sup>(9)</sup>。このように企業経営がグローバル化しても、外国子会社と日本親会社の間で損益通算を行うようなルールにしていません。

インバウンドでは、外国法人の恒久的施設について、2014年(平成26年)に内国法人と扱いをそろえる方向の改正がなされました。その時も、連結納税制度は適用しないこととされました。

アウトバウンドとインバウンドの両面について、これらのことは、欧州における類似制度の動向とは対照的です<sup>(10)</sup>。

第2に、外国税額控除について。

先に5(3)で触れたように、連結納税制度からグループ通算制度への転換にあたり、外国税額控除のグループ計算は維持しました。このことは、日本企業が対外進出して経済活動を行うことの重要性を反映しています。1963年(昭和38年)以来ずっと一括限度方式を維持していることとも、租税政策の方向として整合的です。

他方で、法人税における国外所得の扱いについて、2009年(平成21年)の外国子会社配当の益金不算入のあたりから、状況が変わってきています。従前の間接税額控除の下では、現地国で10の納税をしたら、まるまる10を日本国で税額控除する。これでは、日本国から現地国へとそっくりそのまま10の税収移転が生じます。これに対し、外国子会社配当益金不算入のようなテリトリアル方式だと、企業としては、自助努力して現地国

の納税を節減しておかないと、外国で法人税を納付したが最後、もはや日本政府は面倒をみてくれません。企業にとってのインセンティブ構造ががらっと変わったわけです。

さらに、とりわけ 2017 年末の米国トランプ税制のあたりから、理論的な「ものの見方」に変化がありました。国外所得に対する最適な限界税率はゼロではないものの国内税率よりは低いのではないかと。超過利益には繰延の利益を与えず即時課税すべきではないか。その際の外国税額控除は 100%である必要はないのではないかと。このような点を含め、20 世紀後半に成立した国外所得課税の制度設計の基礎をゆるがす理論的変化があります<sup>(11)</sup>。

このようにみえてくると、グループ通算制度における外国税額控除の扱いや、外国税額控除における法人グループの扱いは、今後ともますます重要な政策課題であり続けるように思われます。

第 3 に、広義の結合企業課税について。

一步視野を広げますと、多国籍企業グループに着目する課税ルールが、この 20 年で大きく展開しました。思いつくままに例をあげるだけでも、

- 2009 年（平成 21 年）の外国子会社配当の益金不算入
- 外国子会社合算税制の度重なる改組
- 2012 年（平成 24 年）の過大支払利子税制の導入
- BEPS プロジェクトを受けた移転価格税制の強化

など、多くの改正が結合企業がらみのものです。

とりわけ、2016 年（平成 28 年）に国別報告事項（CbCR, Country-by-Country Reporting）が入ったあたりから、海外子会社を統括する日本企業はグループ経営の手綱を締めなおす圧力にさらされています。さらに、現在進行中のデジタル経済への対応においても、その柱 1（Pillar One）はグループ

ベースの超過利益の一部を市場国に配分するものです。柱 2（Pillar Two）における実効税率の算定も連結財務諸表をベースにしています。

このように、広義の結合企業課税の最前線は、いまや国際的側面にあるとさえいえるかもしれません。

### （3）会社と株主の関係

欧州諸国を中心にインピュテーション方式が退潮したのが 1990 年代の動きでした。21 世紀になってもそれは復調しませんでした<sup>(12)</sup>。この中で、日本の所得税法の本則は、個人株主段階で受取配当につき税額控除を与える方式を維持しました。さらに、金融所得課税一体化の動きの中で分離課税が一般化し、大口配当を除けば株式から生ずるリターンについては比例税率による課税が原則的な扱いとなっています。

広義の結合企業課税の観点から重要なのが、法人税制における配当とキャピタルゲイン（ロス）の間の異なる取扱いです<sup>(13)</sup>。親会社が子会社から剰余金の配当をうけると益金不算入になり、子会社株を譲渡すると譲渡損益が損益に直入される。このことがわかっていると、まず巨額の配当を非課税で受け取って、つぎに配当落ちした子会社株を譲渡して譲渡損を計上することができます。おおむねこういったメカニズムを利用したソフトバンク・グループの海外子会社からの現物配当を組み合わせた節税スキームも報じられました<sup>(14)</sup>。これに対し、2020 年（令和 2 年）の改正では、特定支配配当の簿価減額措置を講じました<sup>(15)</sup>。2022 年（令和 4 年）の改正項目にも、その見直しがでています<sup>(16)</sup>。

このように、日本法の対応は、配当とキャピタルゲイン（ロス）の異なる扱いを維持しつつ、局部的に対処するというものでした。これに対し、外国の法人税制では、一定の子会社株については、配当だけでなくキャピタ

ルゲイン（ロス）についても親会社の法人税の課税ベースから外す資本参加免税の制度があります<sup>(17)</sup>。

なお、この論点は、グループ通算制度における投資簿価調整という難問に密接に関係します<sup>(18)</sup>。

#### （４）組織再編

他法人の欠損金を利用する重要な手段が、組織再編成です。2001年に組織再編税制ができてから、この分野は日本でも急速に発達し、専門家の層も厚くなりました。

組織再編税制についてはほとんど毎年とあっていいほど頻繁な改正がなされました。これは、企業のビジネス・ニーズを反映した要望がなされ、それらに対応してきたものです<sup>(19)</sup>。組織再編の法的手法のメニューが増加し、それらを取り込むとともに相互間の均衡を保とうとしてきました。また、適格とされるための対価要件を緩和し、少数株主のキャッシュ・アウトも容易になりました。グループ通算制度への切り換えに際しても、5（２）で触れたように、組織再編によりグループ加入する場合との取扱の均衡が図られました。

適格とされるための要件は会社の支配関係に着目しています。そのため、グループ内再編は適格になりやすい。これに対し、グループ外へとダイナミックに事業を切り離すニーズにどう応えるかを追求していくと、共同事業という線引きについても再検討が必要になるのかもしれません。この点、2017年のスピノフ税制の導入で、適格の範囲を広げたことが注目されます<sup>(20)</sup>。

#### （５）パススルー事業体

欠損金の利用のために連結納税制度の代替手段となるのが、パススルー事業体の使用です。親会社がパススルー事業体を組成することで、当該事業体の損益はそっくりそのまま、

構成員たる親会社の手元で損益として課税されることになるからです。しかしこの20年の間、日本における構成員課税ルールは、未発達なものにとどまりました。

要望がなかったわけではありません。会社法制定時に、産業界は合同会社をパススルー事業体扱いして、その損益を構成員の段階で課税することを要望していました。この要望は現実化せず、合同会社は株式会社と同様の普通法人として法人税の納税義務者に取り込まれました。その代わりに有限責任事業組合というパススルー事業体を組織形態のメニューに加えましたが、あまり使われていません<sup>(21)</sup>。

構成員課税ルールの下では、構成員の出資割合に応じて、事業体の損益が構成員に配賦されます。そのため、100%株式所有という要件をみたさなくても、たとえば2社が50%ずつ出資して合弁事業を行う場合であったとしても、この2社は構成員として欠損金を利用できます。ところが日本法ではこのようなルートの使い勝手に問題があるため、いろいろな代替措置が模索されてきたようです。たとえば、2013年（平成25年）には、産業競争力強化法の認定を受けた法人が、成長型ジョイントベンチャーへの出融資の一部を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その金額を損金に算入できることとされています<sup>(22)</sup>。

## 8 おわりに

以上で補足まで含めて報告はおしまいです。最後に、今年出た租税史の本を2冊紹介させていただきます。

1冊めは、Michael Keen and Joel Slemrod, *Rebellion, Rascals and Revenue: Tax Follies and Wisdom through the Ages* (Princeton University Press, 2021) です。著者のKeenさんはIMFのエコノミストで、東京でも何度も講演しています。Slemrodさ

んはミシガン大学教授です。9月に東大でもbook talk をしてくださり<sup>(23)</sup>、そのときのお話では日本語訳の出版を準備中とのことでした。

本のタイトルを直訳すると、「反乱・悪党・歳入—歴史にみる租税の愚行と賢慮」となります。題名の「反乱」は反税闘争のことです。「悪党」は脱税犯のことです。「歳入」は国家の収奪のことです。古今東西の逸話を集めて、租税史が生き生きとしたおもしろいものであることを語っています。功成り名を遂げたエコノミストが最適課税論の基礎を逸話で説く、という趣があります。

511頁の大著で、次の5部構成です。

Part 1. Plunder and power 収奪と権力

Part 2. Winners and losers 勝者と敗者

Part 3. Changing our ways 行動を変える

Part 4. Taxes don't collect themselves

税は勝手にはあつまらない

Part 5. Making taxes 税をつくる

2冊めは、ドミニク・フリスビー（中島由華訳）『税金の世界史』（河出書房新社、2021）です。英語の題名は Daylight Robbery: How Tax Shaped Our Past and Will Change Our Future (2019) です。著者は英国の金融ライターでありコメディアンです。

最後は論題を離れてしまい恐縮です。以上で報告を終わります。

① 吉田正一「大規模事業会社の企業間関係と組織再編の動向—大規模事業会社とグループ経営に関する実態調査の概要—」商事法務 1600号 33頁（2001年）

② 宮島英昭「グローバル企業のグループガバナンス—企業価値の向上に向けて—」商事法務 2211号 6頁（2019年）。また、下谷政弘・川本真哉編『日本の持株会社—解禁20年後の景色』（有斐閣2020年）も参照。

③ 代表的な作品として、酒井貴子『法人課税における租税属性の研究』（成文堂2011年）

④ 西本靖宏「連結納税制度に対する経済界の評価と反応—連結納税制度についてのアンケート調査より」ジュリスト 1263号 179頁（2004年）

⑤ 大倉雄次郎「連結納税制度導入状況とその課題—東京証券取引所第1部上場会社アンケート調査・二時点比較を踏まえて—」関西大学商学論集 54巻3号 1頁（2009年）

⑥ ごく最近も、太田達也「繰越欠損金等の実務」租税研究 867号 40頁（2022年）が、「繰越欠損金につきましては、もうご承知のとおり、非常に重要性の高い項目であると同時に、実務上の論点も多数あるかと思えます。」と述べている。

⑦ 山林茂生・鈴木久志・幡野正仁「連結納税制度の見直しについて」税務大学校論叢 89号 1頁（2017年）

⑧ 増井良啓「連結納税制度をめぐる若干の論点（I）～（IV・完）——法人税制の変容を中心として」税研 91号 88頁、92号 95頁、93号 124頁、94号 96頁（2000年）

⑨ 猪俣哲史「グローバル・バリューチェーン」（日本経済新聞出版社2019年）

⑩ 増井良啓「比較法からみた会社グループ税制—ある国際共同研究の報告」ジュリスト 1280号 126頁（2004年）

⑪ Daniel Shaviro, Bittker's Pendulum and the Taxation of Multinationals, Tax Notes International, Vol. 104, November 1, 2021, 535-553.

⑫ 増井良啓「第57回 IFA 大会の報告—会社と株主の課税を中心として」租税研究 649号 116頁（2003年）

⑬ 小塚真啓『税法上の配当概念の展開と課題』（成文堂2016年）

⑭ 朝日新聞デジタル 2020年01月06日「（経済インサイド）ソフトバンクGの節税に財務省対抗 たちごっこの真相」

⑮ 内藤景一郎ほか『令和2年版改正税法のすべて』474頁（大蔵財務協会2020年）〔瀧村晴人ほか執筆〕

⑯ 自由民主党・公明党『令和4年度税制改正大綱』78頁（2021年）

⑰ 増井良啓『租税法入門第2版』237頁（有斐閣2018年）

⑱ 小塚真啓「連結におけるインサイド・ベイシス

---

とアウトサイド・ベイスス：序説」岡山大学法学会雑誌 70 卷 3・4 号 590 頁（2021 年）

- (19) 大石篤史「組織再編・M&A 手法の発展と税制上の課題」金子宏監修『現代租税法講座第 3 卷 企業・市場』287 頁（日本評論社 2017 年）
- (20) 渡辺徹也『スタンダード法人税法第 2 版』289 頁（弘文堂 2019 年）は、スピノフが適格組織再編成となる理論上の根拠について、立法担当者のいう「法人の支配者が法人そのもの」というロジックを「理解することは容易ではない」と述べている。
- (21) 森本滋「合同会社と有限責任事業組合一平成二九年 LLP 法改正を踏まえて」商事法務 2193 号 14 頁（2019 年）
- (22) 三浦聡「成長戦略と企業法制」商事法務 2021 号 59、62 頁（2014 年）
- (23) [https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec\\_event/454](https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/454)  
9/